

質屋営業

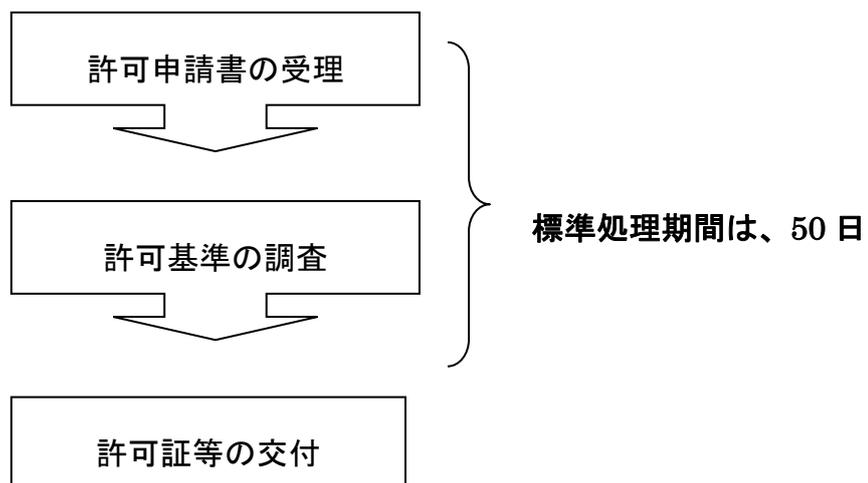
◎許可を受けることができない人

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - 許可の申請前3年以内に、無許可質屋営業で罰金の刑に処せられた者又は他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者
 - 住居の定まらない者
 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 質屋営業の許可を取り消された日から5年を経過しない者
- など

◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 正副2通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

◎許可申請手続きの流れ



◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
営業許可申請手数料	22,000円
営業所の移転許可申請手数料	12,000円
管理者の新設等許可申請手数料	5,700円
許可証再交付申請手数料	1,300円
許可証書換え申請手数料	1,500円